

医科診療報酬点数表

平成28年4月版

追補 201608

以下の告示・通知等により、本書の内容に訂正が生じたので、ここに追補します。

- 平成28年3月18日 厚生労働省告示第72号（平成28年4月1日適用）
- 平成28年3月18日 保医発0318第1号
- 平成28年3月31日 厚生労働省告示第126号（平成28年4月1日適用）
- 平成28年3月31日 厚生労働省告示第127号（平成28年4月1日適用）
- 平成28年3月31日 保医発0331第1号
- 平成28年3月31日 医療課事務連絡
- 平成28年4月12日 官報正誤
- 平成28年5月31日 厚生労働省告示第238号（平成28年6月1日適用）
- 平成28年5月31日 保医発0531第1号（平成28年6月1日適用）
- 平成28年6月7日 医療課事務連絡
- 平成28年6月14日 医療課事務連絡
- 平成28年6月28日 厚生労働省告示第268号（平成28年6月29日適用）
- 平成28年7月4日 官報正誤
- 平成28年7月27日 医療課事務連絡
- 平成28年7月29日 保医発0729第4号（平成28年8月1日適用）

頁	欄	行	訂正前	訂正後
45	左	下から3行目	診療上	療養上
61	右	下から11行目	一般病棟入院基本料	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る）及び専門病院入院基本料
63	右	下から20行目	病棟	病床
63	右	下から15行目	病棟	病床
80	右	下から14行目	病棟	病床
80	右	下から9行目	病棟	病床
83	右	下から16行目	病棟	病床
83	右	下から11行目	病棟	病床
102	右	下から14行目	病棟	病床
102	右	下から9行目	病棟	病床
103	右	上から21行目	病棟	病床
103	右	上から26行目	病棟	病床
108	右	上から14行目	病棟	病床
108	右	上から18行目	病棟	病床
131	左	下から5～3行目	区分番号A303-2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料	区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料
131	右	下から21～20行目	病棟の看護師、病棟に専任の退院支援職員及び退院支援部門の看護師並びに社会福祉士等	病棟の看護師及び病棟に専任の退院支援職員並びに退院支援部門の看護師及び社会福祉士等
159	右	下から18行目	病棟	病床
159	右	下から12行目	病棟	病床
162	右	下から15行目	病棟	病床
162	右	下から9行目	又は	及び
162	右	下から8行目	病棟	病床
164	右	下から20～19行目	病棟に病室に入院	病棟に入院
166	左	上から7行目	在宅療養管理指導料	在宅療養指導管理料

頁	欄	行	訂正前	訂正後
185			〔表中の「人事院規則で定める地域に準じる地域」欄を以下のように改める（訂正・追加がある級地区～分・都道府県のみを抜粋して掲載）〕	
187			級地区分	都道府県
			人事院規則九—四九第2条に規定する地域	人事院規則で定める地域に準じる地域
			3級地	茨城県 (略)
			5級地	茨城県 阿見町, 稲敷市, つくばみらい市
			5級地	東京都 小金井市, 羽村市, 日の出町, 檜原村
			5級地	大阪府 島本町, 摂津市, 四條畷市
			5級地	奈良県 川西町, 生駒市, 平群町
			5級地	広島県 安芸郡府中町
			6級地	宮城県 利府町, 七ヶ浜町
			6級地	茨城県 東海村, 那珂市, 大洗町, 坂東市, 境町, 五霞町, 常総市, 利根町, 河内町
			6級地	群馬県 明和町
			6級地	千葉県 我孫子市, 白井市, 鎌ヶ谷市, 大網白里市, 長柄町, 長南町, 香取市
			6級地	東京都 奥多摩町
			6級地	愛知県 蒲都市, 幸田町, 知立市, 尾張旭市, 長久手市, 扶桑町, あま市, 蟹江町, 愛西市
			6級地	三重県 東員町, 朝日町, 川越町, 木曾岬町
			6級地	京都府 精華町, 井手町, 城陽市, 久御山町, 長岡京市, 南丹市, 宇治田原町, 和束町, 笠置町
			6級地	大阪府 松原市, 大阪狭山市, 高石市, 忠岡町, 貝塚市, 河南町, 千早赤阪村, 豊能町
			6級地	奈良県 御所市, 葛城市, 斑鳩町, 上牧町, 広陵町, 五條市, 三郷町
			6級地	和歌山県 かつらぎ町, 紀の川市, 岩出市
			6級地	佐賀県 佐賀市
			7級地	茨城県 城里町, 茨城町, 桜川市, 石岡市, 下妻市, 結城市, 八千代町, 潮来市
			7級地	群馬県 伊勢崎市, 沼田市, 東吾妻町, 玉村町, 吉岡町, 榛東村, 桐生市, 大泉町, 千代田町, みどり市, 板倉町
			7級地	神奈川県 箱根町
			7級地	富山県 南砺市
			7級地	石川県 津幡町
			7級地	山梨県 甲斐市, 昭和町, 中央市, 市川三郷町, 北杜市, 早川町, 南部町, 身延町, 富士河口湖町
			7級地	長野県 上田市, 筑北村, 大町市, 長和町, 茅野市, 下諏訪町, 岡谷市, 箕輪町, 辰野町, 南箕輪村, 朝日村, 木祖村, 木曾町, 大鹿村, 飯田市
			7級地	岐阜県 土岐市, 八百津町, 坂祝町, 関市, 岐南町, 笠松町, 羽島市, 瑞穂市, 高山市, 御嵩町
			7級地	静岡県 小山町, 裾野市, 長泉町, 清水町, 函南町, 川根本町, 島田市, 森町, 湖西市
			7級地	愛知県 新城市, 東浦町, 阿久比町, 武豊町, 大口町, 岩倉市, 北名古屋市, 清須市, 高浜市
			7級地	三重県 菰野町, いなべ市
			7級地	京都府 南山城村
			7級地	奈良県 山添村, 吉野町, 明日香村, 田原本町, 曾爾村
			7級地	岡山県 備前市
			7級地	山口県 岩国市
187			〔表の次に以下のように追加〕	
			※ 上表にかかわらず平成28年7月31日までの間, 次の地域についてはそれぞれ次に掲げる級地とする。	
		茨城県	利根町	5級地
			河内町	5級地
			常総市	3級地
		東京都	奥多摩町	5級地
		愛知県	高浜市	6級地
		三重県	いなべ市	6級地

頁	欄	行	訂正前	訂正後	
		大阪府	豊能町	5級地	
		石川県	かほく市	7級地	
		○ 平成28年3月31日においてA218地域加算の対象地域であったが、同年4月1日以降「人事院規則九-四九第2条に規定する地域」及び「人事院規則で定める地域に準じる地域」のいずれにも該当しない次の地域については、平成30年3月31日までの間に限り、7級地とみなす。			
		都道府県	平成30年3月31日までの間に限り7級地とみなす地域		
		神奈川県	山北町、大井町		
		岐阜県	海津市		
		愛知県	稲沢市		
		奈良県	安堵町、河合町		
		福岡県	篠栗町		
272	右	上から20～21行目	J119-3低出力レーザー照射及びJ119-4肛門処置	J119-3低出力レーザー照射、J119-4肛門処置及びJ120鼻腔栄養	
320	右	下から1行目	及び脂肪乳剤	、脂肪乳剤及びセクキヌマブ製剤	
343	右	〔D007血液化学検査の「57」の右欄として以下のように追加〕 ※ 25-ヒドロキシビタミンD ア 25-ヒドロキシビタミンDは、本区分の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。			
359	右	下から17行目	◇ デングウイルス抗原定性について	◇ デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性について (1) デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、本区分「43」のデングウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。 (2) デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルスNS1抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。	
359	右	下から16～15行目	(1) 国立感染症研究所が作成した「デング熱・チクングニア熱の診療ガイドライン」	(3) デングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」	
359	右	下から7行目	(2) 感染症の発生の状況	(4) デングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況	
359	右	〔下から6行目の次に右のように追加〕		(5) デングウイルス抗原定性と同抗原・抗体同時測定定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。	
384	右	〔上から7～18行目の以下の文章を削除〕 ◇ 非侵襲的動脈血行動態モニタリングを実施した場合は、本区分「3」の「ロ」により算定する。ただし、厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者のうち、腹腔鏡下手術(腹腔鏡下胆嚢摘出術及び腹腔鏡下虫垂切除術を除く)が行われるものに対し、術中に非侵襲的動脈血行動態モニタリングを実施した場合にのみ所定の点数を算定できる。なお、麻酔が困難な患者とはL008マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の「マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔について」の(1)に掲げる者をいう。 非侵襲的動脈血行動態モニタリングは、その実施に当たり、動脈圧測定用カテーテル、サーモダイレーション用カテーテル、体外式連続心拍出量測定用センサー等を用いた侵襲的モニタリングが実施されている場合は、算定できない。			
391	右	下から4行目	D231人工臓器検査	人工臓器	
496	左	下から12行目	注4	注5	
496	右	上から18～19行目	アからエのいずれかに該当する場合	アからウのいずれかに該当する場合、及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を投与する場合でエに該当する場合	
502	右	下から16行目	平成21～24年度	平成22～24年度	
574	右	下から1行目～次頁上から1行目	左欄と右欄	左欄及び右欄	
575	右	上から2行目	主たる手術の所定点数の他、	主たる手術の所定点数に、	

頁	欄	行	訂正前	訂正後	
575	右	上から3行目	当該同一手術野又は同一病巣	同一手術野又は同一病巣	
575	右	上から6行目	主たる手術の所定点数の他、	主たる手術の所定点数に、	
575	右	上から8行目	当該同一手術野又は同一病巣	同一手術野又は同一病巣	
575	右	上から13行目	所定点数及び	同一手術野又は同一病巣に行った手術のうち、所定点数及び	
677	右	上から3行目	K740-2腹腔鏡下直腸切除・切断術の「3」	K740直腸切除・切断術の「4」	
756	右	下から23行目	及び脂肪乳剤	、脂肪乳剤及びセクキヌマブ製剤	
780	右	上から1～2行目	及びグラチラマー酢酸塩製剤	、グラチラマー酢酸塩製剤及びセクキヌマブ製剤	
780	右	〔下から1行目の次に右のように追加〕		セクキヌマブ製剤	
795	左	上から2行目	(平成28. 3. 4 厚生労働省告示第51号改正)	(平成28. 6. 28 厚生労働省告示第268号改正)	
799	左	上から1行目	及び脂肪乳剤	、脂肪乳剤及びセクキヌマブ製剤	
799	左	下から25～24行目	及びエクメット配合錠LD	、エクメット配合錠LD及びゲンボイヤ配合錠	
840	右	下から14行目	注6	注5	
840	右	下から9行目	認知症治療病棟入院料	認知症治療病棟入院料、地域移行機能強化病棟入院料	
849	左	上から2行目	(平成28. 3. 4 厚生労働省告示第54号改正)	(平成28. 3. 31 厚生労働省告示第127号改正)	
857	左	〔下から2行目の次に右のように追加〕		ケ 区分番号J120に掲げる鼻腔栄養	
864	左	〔下から24～20行目の以下の文章を削除〕 ホ 脳血管疾患等リハビリテーション料又は廃用症候群リハビリテーション料については、定期的に、脳血管疾患等リハビリテーション又は廃用症候群リハビリテーションの実施状況を地方厚生局長等に報告していること。			
865	右	下から17～16行目	児童・思春期精神科入院医療管理料	児童思春期精神科専門管理加算	
876	左	〔下から4行目の次に右のように追加〕		セクキヌマブ製剤	
877	右	〔上から8行目の次に以下のように追加〕 八 リハビリテーションを要する状態の患者であって、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているもの(ただし、心大血管疾患リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、障害児(者)リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料の対象患者に該当するものを除く。)			
877	右	下から7～6行目	別表第九の四から別表第九の七までに規定する患者	別表第九の四から別表第九の七までに規定する患者又は廃用症候群リハビリテーション料に規定する患者	
878	右	下から5行目	別表第九の五又は別表第十の二に掲げる患者	別表第九の五若しくは別表第十の二に掲げる患者又は廃用症候群リハビリテーション料に規定する患者	
882	左	上から1行目	◎厚生労働省告示第 号	◎厚生労働省告示第72号	
882	左	上から7行目	平成28年 月 日	平成28年3月18日	
882	左	〔下から21～7行目を以下のように改める。〕			
			K015 皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	その他の手術	
			K021-2 粘膜弁手術	その他の手術	
			K022 組織拡張器による再建手術(一連につき) 2 その他の場合	その他の手術	
			K611 抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	その他の手術	
			K618 中心静脈注射用植込型カテーテル設置	その他の手術	
890	左	上から2行目	(平成28. 3. 4 厚生労働省告示第56号改正)	(平成28. 5. 31 厚生労働省告示第238号改正)	
896	左	〔下から5行目の次に右のように追加〕		(3) カスタムメイドプレート 813,000円	